

文教民生常任委員会記録

令和元年 第2回定例会	
1 日 時	令和元年 6月19日(水) 午前10時00分開会 午前11時08分閉会
2 場 所	常任委員会室
3 出席委員	市田 登 委員長 加藤 美智子 副委員長 佐藤 誠 委員 舘野 裕昭 委員 鈴木 敏雄 委員 赤坂 日出男 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	谷中 恵子 副議長
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	小杉 議事課長 篠原 書記
8 会議の概要	別紙会議記録のとおり

文教民生常任委員会 説明員

教育長		高橋 臣一	1名
市民部	市民部長	袖山 稔久	8名
	生活課長	鈴木 武司	
	地域活動支援課長	関口 守	
	市民課長	佐藤 博	
	人権推進課長	黒田 浩造	
	保険年金課長	渡辺 富夫	
	生活課長補佐	高橋 学	
	保険年金課長補佐	小泉 宏	
保健福祉部	保健福祉部長	早川 綾子	7名
	厚生課長	小林 和弘	
	障がい福祉課長	川田 謙	
	高齢福祉課長	亀山 貴則	
	介護保険課長	齋藤 信一	
	健康課長	大塚 純子	
	厚生課担当副主幹	星野 栄一	
こども未来部	こども未来部長	石川 佳男	5名
	子育て支援課長	大谷 薫	
	保育課長	高橋 文男	
	こども総合サポートセンター長	諏訪 敏郎	
	保育課長補佐	白沢 修一	
教育委員会事務局	教育次長	上林 浩二	11名
	教育総務課長	高橋 年和	
	学校教育課長	駒場 秀明	
	生涯学習課長	仲田 順一	
	文化課長	渡辺 靖	
	スポーツ振興課長	田野井秀雄	
	国体推進室長	塩澤 昌宏	

	学校給食共同調理場長	藤倉 利一	
	図書館長	秋本 敏	
	川上澄生美術館事務長	北條 直子	
	教育指導担当	湯澤 正弘	
合 計			32名

文教民生常任委員会 審査事項

- 1 議案第39号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））
- 2 議案第40号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
- 3 議案第41号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
- 4 議案第44号 専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）
- 5 議案第45号 専決処分事項の承認について（鹿沼市介護保険条例の一部改正）

令和元年第2回定例会 文教民生常任委員会概要

○市田委員長 ただいまから、文教民生常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託されました案件は5件であります。

それでは、早速審査に入ります。

はじめに、議案第39号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））について中関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。鈴木生活課長。

○鈴木生活課長 おはようございます。生活課長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第39号 専決処分事項の承認について（平成30年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号））のうち、市民部関係予算（歳入1件、歳出4件）について、説明をいたします。

「補正予算に関する説明書」の9ページ・10ページをお開きください。

まず、歳入について、説明いたします。

1段目、15款「県支出金」1項 1目「民生費県負担金」の説明の欄2行目、「後期高齢者医療保険基盤安定県負担金」661万円の減につきましては、低所得者の後期高齢者医療保険料軽減額に対する、県の負担割合である4分の3の負担金が、交付決定されたことによるものであります。

次に、歳出について、説明いたします。

15ページ・16ページをお開きください。

1段目、2款「総務費」1項 11目 「地域振興費」の説明欄、一つ目の○、「地域の夢実現事業費」890万円の減につきましては、地域の夢実現事業補助金を、事業実績により減額するものであります。

その下の説明欄、2つ目の○、「コミュニティセンター整備事業費」210万円の減につきましては、北犬飼コミュニティセンター整備に伴う測量委託の事業実績により、減額するものであります。

3段目、3款「民生費」1項 1目「社会福祉総務費」の説明欄、一つ目の○、「国民健康保険特別会計繰出金」853万円の増につきましては、「出産育児一時金支給事業費」と「財政安定化支援事業普通交付税算入分」の決算見込みにより、繰出金を増額するものであります。

その下、説明欄の2つ目の○です。「後期高齢者医療特別会計繰出金」1,984万1,000円の減につきましては、「保険基盤安定繰入金」や「健診事業費」等の決算見込みにより、保険料の低所得者軽減分及び事務費分を繰出金から減額するものであります。

以上で、市民部関係予算についての説明を終わります。

○市田委員長 小林厚生課長。

○小林厚生課長 厚生課長の小林です。よろしくお願いいたします。

議案第 39 号 専決処分事項の承認について「平成 30 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）」中、保健福祉部所管の主な歳入、歳出についてご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。補正予算に関する説明書 5 ページをお開きください。

一番下の段、12 款 分担金及び負担金 2 項 2 目 民生費負担金の説明欄、障害福祉費負担金につきましては、7 ページをお開きください。

一番上の段、説明欄「やまびこ荘給付費負担金」1,330 万 7,000 円の減につきましては、月平均入所者数 23 人の実績により、当初予算との差額 3 人分を減額するものであります。

次に 2 段目、13 款 使用料及び手数料、1 項 3 目 衛生使用料の説明欄、休日・夜間急患診療所使用料 1,500 万円の増につきましては、診療所の利用者の利用実績に基づくものであります。

次に 4 段目、14 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金の説明欄、生活保護費国庫負担金 600 万円の減につきましては、生活保護扶助費国庫負担金の交付決定に基づくものであります。

次に、11 ページをお開きください。

5 段目、20 款 諸収入 4 項 3 目 雑入の説明欄、2 行目、生活保護返還金、1,426 万 3,000 円の増につきましては、年金の遡及受給者等による保護費返還金実績に基づき増額となるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

17 ページをお開きください。

2 段目、3 款 民生費 3 項 2 目 扶助費の説明欄、生活保護扶助費 9,500 万円の減につきましては、生活保護扶助費の実績見込みによるものであります。

次に、3 段目、4 款 衛生費 1 項 1 目保健指導費の説明欄、子育て保健サービス事業費 1,000 万円の減につきましては、妊産婦健診等の実績によるものであります。

次の 2 目 予防費の説明欄、予防接種費 600 万円の減につきましては、接種者数及びワクチン購入単価の減によるものであります。

以上で、平成 30 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）中、保健福祉部が所管する主な歳入、歳出についての説明を終わります。

○市田委員長 大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の太谷です。よろしくお願いいたします。

平成 30 年度鹿沼市一般会計補正予算第 4 号中、こども未来部所管の主な歳入・歳出についてご説明いたします。

まず、歳入についてであります。補正予算に関する説明書の5ページをお開きください。

一番下の段、12 款 分担金及び負担金 2 項 2 目 民生費負担金の説明欄の8ページをご覧くださいと思います。

こども発達支援センター通園負担金 2,351 万 7,000 円の減につきましては、障がい者自立支援法に基づく「あおば園」での療育や発達相談などの事業実績によるものであります。

次に、上から4番目の段、14 款 国庫支出金 1 項 1 目 民生費国庫負担金 1 節の説明欄、こども発達支援センター運営費国庫負担金 1,175 万 8,000 円の減につきましても、社会福祉費負担金同様、「あおば園」に通園する児童の利用実績によるもので、補助率は2分の1であります。

次の、2 節、2 節の説明欄、施設型給付・地域型保育給付等事業費国庫負担金 5,604 万 7,000 円の増につきましては、保育に係る給付費の実績に伴うものであり、その下の児童手当費国庫負担金 1,215 万 3,000 円の減につきましても、手当扶助の実績によるものであります。

次に、一番下の段、2 項 2 目 民生費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務費国庫補助金 897 万 7,000 円の減につきましては、延長保育などの特別保育事業や放課後児童健全育成事業など、12 の事業の実績によるもので、補助率は3分の1であります。

次に、6 目 教育費国庫補助金 3 節の説明欄、幼児教育推進事業費国庫補助金 468 万円の減につきましては、私立幼稚園就園奨励費の実績に伴うものであります。

続きまして、9ページをお開きください。

一番上の段、15 款 県支出金 1 項 1 目 民生費県負担金 2 節の説明欄、児童手当費県負担金 201 万 1,000 円の減につきましては、国庫負担金同様、扶助費の実績によるものであります。

次の段、2 項 2 目 民生費県補助金 1 節の説明欄 こども発達支援センター運営費県補助金 587 万 9,000 円の減につきましても、先ほど説明いたしました国庫負担金同様、「あおば園」の利用実績によるもので、補助率は4分の1であります。

次の、2 節の説明欄 児童福祉総務事務費県補助金 897 万 7,000 円につきましても、先ほどの国庫補助金同様、特別保育事業や放課後児童健全育成事業など、事業実績により減額するものであります。

次に、3 目 衛生費県補助金の説明欄、こども医療対策事業費県補助金 786 万 1,000 円の減につきましては、医療扶助の実績によるもので、補助率は2分の1、現物給付の小学生につきましても4分の1となります。

次に、主な歳出についてご説明いたします。

15 ページをお開きください。

上から3番目の段、3 款 民生費 1 項 2 目 障害福祉費の説明欄、こども発達支援セン

ター運営費 2,555 万 8,000 円の減につきましては、「あおば園」に通園する児童の扶助実績によるもので、通園児童数は 129 名であります。

一番下の段、3 款 民生費 2 項 2 目 保育所費の説明欄、保育所運営費 1,300 万円の減につきましては、公立保育園に勤務する一般職非常勤職員報酬額の確定によるものであります。

次の、3 目 こども支援費の説明欄、児童手当費 1,739 万 5,000 円の減につきましては、手当扶助の実績によるもので、受給者数 7,011 人・対象児童数 1 万 1,908 人であります。

次の、放課後児童健全育成事業 1,836 万 3,000 円の減につきましても、シルバー人材センターに委託する 4 施設 10 クラス及び国立民営児童会などに委託する 23 施設 25 クラスに対する学童保育の実績によるものであります。

引き続き、18 ページをご覧ください。

説明欄 2 つ目の○、子育て家庭支援事業費 1,402 万 8,000 円の減につきましては、主に第 3 子以降子育て家庭支援給付事業の扶助実績によるものであり、経過措置最終年度の 30 年度の申請件数は 8 件でありました。

次に、一番下の○、こども未来基金積立金 525 万 6,000 円につきましては、市民や団体・企業、及びふるさと納税者からいただきました寄附金などをこども未来基金に積み立てるものであります。

内訳といたしましては、市民や団体・企業、合わせて 6 件、255 万 6,000 円、本市へのふるさと納税者分、270 万円であります。

次に、一番下の段、4 款 衛生費 1 項 保健衛生費の 19 ページをご覧ください。

6 目 子育て支援保健対策費の説明欄、こども医療対策事業費 2,157 万 2,000 円の減につきましては、医療扶助の実績に基づき減額するものであり、登録児童数 1 万 1,647 人、年間助成件数は 19 万 3,614 件でありました。

次に、23 ページをお開きください。

10 款 教育費 6 項 1 目 教育振興費の説明欄、幼児教育推進事業費 1,989 万 3,000 円の減につきましては、私立幼稚園に通園する児童の保育料を減免する就園奨励補助金等の実績によるものであります。

以上で、「平成 30 年度鹿沼市一般会計補正予算」第 4 号中、こども未来部が所管する主な歳入・歳出についての説明を終わります。

○市田委員長 高橋教育総務課長。

○高橋教育総務課長 教育総務課長の高橋です。よろしく願いいたします。

議案第 39 号 「専決処分事項の承認について（平成 30 年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「平成 30 年度補正予算に関する説明書」の 7 ページをお開きください。

一番下の段、14 款 国庫支出金 2 項 6 目 教育費国庫補助金の 4 節の説明欄、2 行目、
体育施設整備事業費国庫補助金 739 万 7,000 円の減並びに、9 ページをお開きいただき
たいと思います。

2 段目、15 款 県支出金 2 項 7 目 教育費県補助金の説明欄、2 行目、体育施設整備事
業費県補助金 146 万 6,000 円の減につきましては、歳出でもご説明させていただきますが、
「鹿沼総合体育館（TKCいちごアリーナ）改修工事設計委託」及び「栗野勤労者体育セン
ター耐震補強工事監理業務委託」並びに「耐震補強工事」の実績に伴う減額であります。

一番下の段、17 款 寄附金 1 項 寄附金であります。11 ページをお開きいただき
たいと思います。

一番上の段、4 目教育費寄附金の説明欄、2 行目、図書館資料充実費寄附金 50 万円の
増につきましては、鹿沼相互信用金庫から「図書資料充実」のため、ご寄附いただいたもの
であります。

下から 2 段目、20 款 諸収入 4 項 2 目 教育費収入の説明欄、2 行目、学校給食共同調
理場給食事業費収入 534 万 1,000 円の減につきましては、児童生徒数の減少等による、給食
費収入の実績に伴うものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

21 ページをお開きください。

下から 2 段目、10 款 教育費 2 項 3 目 学校建設費の説明欄の○、北小学校整備事業費
2,629 万 1,000 円の減につきましては、「北小学校校舎耐震改修工事に伴う仮設校舎賃貸借」
の入札差金による執行残によるものであります。

次の段、10 款 教育費 4 項 2 目 図書館費の説明欄の○、図書館資料充実費 50 万円の
増につきましては、歳入でもご説明いたしました「鹿沼相互信用金庫様からの寄附金」を活
用いたしまして、図書を購入するため増額したものであります。

次に、23 ページをお開きください。

2 段目、10 款 教育費 5 項 2 目 体育施設費の説明欄の○、体育施設整備事業費 2,413
万 9,000 円の減につきましては、歳入でもご説明させていただきましたが、「鹿沼総合体育
館（TKCいちごアリーナ）改修工事設計委託」及び「栗野勤労者体育センター耐震補強工
事監理業務委託」並びに「耐震補強工事」の入札差金による執行残によるものであります。

以上で、議案第 39 号 平成 30 年度一般会計補正予算（第 4 号）のうち、教育委員会関係
予算について、説明を終わります。

○市田委員長 はい、ありがとうございます。

執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。佐藤委員。

○佐藤委員 地域の夢実現事業費、16 ページなのですけれども、16 ページの地域の夢実現事業費が、何か不採択になった事業があったということで、減になったと聞いたのですが、いくつか具体的にできる範囲で詳細な説明を聞きたいと思います。お願いします。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口です。よろしくお願いします。

ただいまの地域の夢実現事業につきましては、不採択になった事業はございません。

以上で答弁を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 今の地域の夢実現事業ですけれども、これは多分申請の見込みだったのが、申請が出なかったということだと思うのですけれども、それについてもう少し具体的に教えてください。

○市田委員長 関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

ただいまの地域の夢実現事業につきまして、申請の出なかったものにつきましては、それぞれの地区で検討会を開いておりまして、最終的に申請に至るまで意見がまとまらなかったというところがございます。

以上で終わります。

○市田委員長 はい、鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど、そうするとこの事業内容、もしお答えできれば、教えていただきたいと。

○市田委員長 関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

具体的に申し上げますと、板荷地区のほうで検討が進められておりまして、有害鳥獣の対策とか、そういう事業でまだまとまっていないところがございます。

以上です。よろしくお願いします。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 はい、では1回戻ってきました。

僕の聞き方が間違っていたのだと思うので、今の鈴木さんのやり取りを聞くと、地域との折り合いがつかずに、予算が、確保しておいたけれども、至らなかったという、何か言ってくれると。

(「それで大丈夫」と言う者あり)

○佐藤委員 これ逆に言うと、ちょっと厳しい見方をすると、せっかく昨年度まで予算措置しておいたのに、ではきちんとその地域の方と協力をしてやれば、完成に間に合わなくて、では流れてしまったということはないわけなのですよ。

そうすると、ちょっとこれは少し怠っていたのかなと指摘せざるを得ないのですが、そう

ではないという意見もあるので、何か言い分というか、捕捉で、「いや佐藤誠、お前は全然知らんけど、こういう事情があんのや」みたいな、そういうのをちょっと勉強させてください。お願いします。

○市田委員長 関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

ただいまの件ですが、あくまでも地域が主導となって、地域主体となって検討をして、事業を積み上げていくものですので、行政のほうから働きかけというのは、全く行っていないわけではないのですけれども、地域担当職員を充てて、アドバイスなどを行っておりますけれども、あくまでも地域主導という形で、地域で意見を出し合って、地域で意見をまとめて、それで申請という流れになっていますので、そこで上がってこないというのが出てきております。

ただ、今年度また新たにこの地域は検討されておりますので、申請は上がってくる予定でおります。以上です。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 やはりこの 16 ページの、先ほどの地域の夢の下のほうの、コミュニティセンター整備事業費ですけれども、210 万円の減ですけれども、これについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○市田委員長 執行部の説明を求めます。関口地域活動支援課長。

○関口地域活動支援課長 地域活動支援課長の関口でございます。

ただいまのコミュニティセンター整備事業費につきましては、北犬飼地区のコミュニティセンターを新設ということで、職業訓練センターを南側に建設を予定しております。

こちらは、職業訓練センターと同一の地番でございますので、当初はこの地番全てを測量する予定でございましたが、分筆・合筆の必要がなかったため、整備用地部分だけの縦横断測量ということで実施が変りましたので、その分減額となりました。

以上でございます。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと前に戻りますけれども、8 ページの上のほうの保健衛生使用料ですね。

1,500 万円のプラスですけれども、診療所使用料、1,500 万円の増について、もう少し具体的に教えていただきます。

○市田委員長 執行部の説明を、大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課長の犬塚です。

ただいまの質問にお答えします。

休日夜間急患診療所使用料の 1,500 万円の増ではありますが、これは診療所利用者の診療報酬によるものです。

昨年のインフルエンザの流行による受診者の増加があります。

平成 30 年度のインフルエンザは検査者が 1,713 人、A 型陽性者が 840 人、B 型陽性者が 10 人となっておりますので、この増加によるものです。

以上で答弁を終わります。

○市田委員長 健康課長、ありがとうございます。すみません、間違えましたので。

ほかに質疑はありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 こども未来基金への 525 万円の繰り入れなのですけれども、ふるさと納税から、18 ページ、270 万円なのですけれども、そのふるさと納税から。これはどういう、その総額で鹿沼市にふるさと納税がこれだけ入ってきた中で、どういうやりとりとか、考え方のもと、ではこども未来基金へは 270 万円というふうになったのか、その詳細な説明を求めます。

○市田委員長 執行部の説明を求めます。大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の 大谷です。

ふるさと納税につきましては、平成 31 年度から、ホームページ上でいくつかの選択ができます。ふるさと納税する納税者側から、例えば市のサービス、子供・子育てに関するものという、いくつかの選択肢があって、今まではその部分がありませんでしたので、一般質問でもそんな質問がありまして、早急に子供のための基金、基金というか、子供のために使っていただくという項目をつけました。その中で合計しまして、件数はちょっとはつきりとはあれなのですが、100 人以上というふうに聞いております。その中で、100 人以上の方がそこに丸をつけていただいて、この寄附金は子供にということ、それが 270 万円であります。

以上で説明を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 同じ 18 ページの子育て保健サービス事業費、1,000 万円減になっていますけれども、これについて詳しく教えていただきたいと思えます。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課長の 大塚です。

ただいまの質問にお答えします。

子育て保健サービス事業費の 1,000 万円の減額ですが、これは妊産婦健康診査の利用者の減少による減額でございます。

妊娠届け出数が平成 28 年度は 679 人おりましたが、平成 29 年度は 579 人と減少しており、そのための減額になっております。

妊産婦の健康診査助成費は、妊婦健康診査において、1 人 14 回、9 万 5,000 円の助成券、産婦健康診査は 1 人 2 回、1 万円の助成券、合計で 10 万 5,000 円を 1 人に対して助成しておりますので、妊娠届け出数が減っておりますと、それに対して減額しております。

以上となっています。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 そうしますと、いわゆる出生届にすると、少子化に拍車がかかっていること、そういう理解でよろしいですか。

○市田委員長 大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課の大塚です。

そういうことになっています。

○市田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ではもう1点聞きますけれども、その下の予防接種費、600万円の減ですけれども、これについてもちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。大塚健康課長。

○大塚健康課長 健康課長の太塚です。

予防接種費の600万円の減額でございますが、これは医薬材料費の減額です。

接種者数の減少と、全ての定期接種で少しずつ接種者数が減少しておりますが、接種者数の減少とそれに伴うワクチン購入の減少になっております。

接種者数は特に日本脳炎の接種者数が少なく、当初の見込みから、4,788人を見込んでおりましたが、購入数は3,578個であったために、それともう1つは、購入単価が当初の予定よりも入札によって低く抑えられましたので、それによって600万円の減額をしております。

以上です。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。加藤委員。

○加藤委員 加藤です。18ページ、上の段、19、子育て家庭支援事業費の中のいちごっこ地域活動応援事業について質問します。

マイナス65万8,000円の、どうしてこうなったかの理由と、あと件数ですね、どのぐらいの件数があつたのかお聞きします。

○市田委員長 執行部の説明を求めます。大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の太谷です。

いちごっこ地域活動応援事業につきましては、実績では団体2件でございました。

当初は90万円ほどの予算を持っておりましたが、実際、申請というか、今年、平成30年度が一番最初の年だったものですから、いろいろお話を伺いといる団体はありましたが、この事業につきましては、補助事業につきましては、ほかの補助金が入っている場合はそちらが優先されるということになっていまして、実際いろいろお話の中で2件だけの申請にとどまりました。以上です。

○市田委員長 加藤委員。

○加藤委員 今説明いただきましたけれども、この2件という問題ですよね。やっぱりもっと

もっと申請したい団体がいるわけなのですが、中身を見ますと、非常に使いづらいのですよ、この補助金がね。

例えば、講師代、講師の3つ、それから使用金額がその中でも決められていて、今1点につき20万円ぐらいだと思うのですがけれども、もうちょっと市民が使いやすいような中身の検討というものをしなければいけないかなと私は感じるのですね。その点に関して、この実績は2点ということと照らし合わせて、もう一度お願いします。

○市田委員長 執行部の説明を求めます。大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 子育て支援課長の大谷です。

実際、6件の方が申請、申請というか、申請まで至らないのですけれども、情報をとということで聞きにいたしました。

地域で活動している中で、地域の夢実現事業ですかね、そこの事業の方も来ていたのですがけれども、なかなかやっぱりその補助事業が終われば、こちらの事業にも当然該当してくるのかなと思うのですがけれども、まずこの補助金をスタートさせるに当たって、団体さんのほうからいろいろ要望があったのは、まず施設の使用料、これについて、子供の子育て関係の事業をやる、すみません、入っていませんでした。申し訳ないです。

(「もう1回お願いします」と言う者あり)

(「聞こえたから大丈夫」と言う者あり)

○大谷子育て支援課長 子供の子育て関係の事業をやる際、建物の使用料については、いろいろばらつきはありますけれども、ちょっと高額なもの、大変だということでありましたので、できればそういう事業に対しては何とか建物のほうの使用料を減免できないかということで、一つは考えてつくりました。

それから子育てのためのサークルですね。やはり子供がいるときですかね、お母さん方が例えばサークルを立ち上げたとしても、自分のお子さんが例えば中学に行ったりとか、就学したりとか、だんだん年齢によってその立ち上げたサークルというのは自然に消滅していってしまうのですね。そんなところで、なるべく残っていただいて、次の世代が、次の小さい子が集まれるような、そういうサークルの存続、持続可能なサークルを目指すということで、そこで少しでもお手伝いできればということで、議員がおっしゃっているように、講師の謝金とか、それから建物の使用料とか、印刷製本費とか、そういうものにある程度は限られています。事業内容がまちまちなものですから、一概には言えないのですけれども、よりよい制度になるように日々ちょっと検討はしてまいりたいと思います。以上です。

○市田委員長 加藤委員。

○加藤委員 ぜひその中身の見直し、そこをしていただきたい。また、使い勝手がいいようにしないと、補助金、やっぱりこれは、特にこれ、いちごっこ地域活動応援事業は、子育て中の家庭や子供たちに向けての事業をどうぞ、そのための補助金ということになっていると思

いますので、やはり補助金が申請しやすいような中身の検討、それをぜひお願いしたい。

それで、たくさんの、このマイナス 50、マックス 90 万円しかついていませんけれども、それがマックス使ってもらえるような、市民側に向けてのアプローチをぜひお願いしたいと思いますが、その点について、最後お願いしたいと思います。

○市田委員長 大谷子育て支援課長。

○大谷子育て支援課長 この事業にいたしましては、平成 30 年度が初めてだったもの、PR なんか不備な点があったかもしれません。

今後、2 年目ということで、もう既に昨年度の団体については今年度も申請するという話を聞いています。

また、新たな団体等の申請などもできるだけしていただけるように、いろんな媒体等を使って PR していきたいと思います。

それから、子育て団体の方々に広めてもらうというのも一つの方法ですので、できるだけいろんな方面から、こういう制度について、周知を図って、できるだけ多くの方々に使っていただけるように、ちなみにこの予算につきましては、こども未来基金を活用させていただいておりますので、何とか多く、1 団体でも多く使っていただけるように努力していきたいと思います。以上です。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。

別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 39 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 39 号中関係予算につきましては、原案どおり承認することに決まりました。

次に、議案第 40 号 専決処分事項の承認について(平成 30 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号))について議題とします。

執行部の説明をお願いいたします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。よろしくお願ひいたします。

議案第 40 号「専決処分事項の承認について(平成 30 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号))」の内容をご説明いたします。

「平成 30 年度補正予算に関する説明書」の 2 番目のインデックス、国民健康保険特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 段目、1 款「国民健康保険税」1 項 1 目「一般被保険者国民健康保険税」338 万 8,000 円の増につきましては、4 ページ左側の「節」欄、1 節から 3 節までの「現年課税分」が、

平成 30 年度の本算定の結果、当初予算より 2,361 万 4,000 円増加し、同じく 4 節から 6 節までの「滞納繰越分」は、前年同時期の徴収率を参考に決算見込額を算出した結果、当初予算より 2,022 万 6,000 円の減となり、1 目の合計で 338 万 8,000 円を増額するものであります。

同じく 2 目、「退職被保険者等国民健康保険税」459 万 6,000 円の減につきましては、平成 26 年度の法改正により、65 歳到達後は一般被保険者に移行するため、当初 204 人で予算計上しましたが、確定人数が 124 人であったことにより減額するものであります。

次に 2 段目、4 款「県支出金」2 項 1 目「保険給付費等交付金」7,300 万円の増につきましては、保険給付費等特別交付金における国及び県の交付決定によるものであります。

次に 3 段目、6 款「繰入金」1 項 1 目「一般会計繰入金」853 万円の増につきましては、「出産育児一時金」の市の負担分が決算見込みにより 1,080 万円の減となったこと、「財政安定化支援事業普通交付税算入分」が決算見込みにより 1,933 万円の増となったことにより、1 目の合計で 853 万円を増額するものであります。

次に 4 段目、8 款「諸収入」1 項 1 目「延滞金」900 万円の増につきましては、平成 29 年度決算を参考にした本年度決算見込みにより増額するものであります。

次に一番下の段、4 項「雑入」1 目「第三者納付金」1,000 万円の増につきましては、被保険者が交通事故等の第三者行為により、国保による治療を受けた場合、その費用を加害者から責任割合に応じて、損害賠償金として受け入れるもので、それらの金額の確定により増額するものであります。

同じく 2 目、「返納金」350 万円の増につきましては、社会保険に加入していたにもかかわらず、誤って国民健康保険による治療を受けた場合など、国民健康保険に返納しなければならない金額が発生するもので、それらの返納金の額の確定により増額するものであります。

同じく 3 目、「雑入」700 万円の増につきましては、国の特例措置である「公費負担医療制度」により、一部の一般高齢受給者の 2 割負担が 1 割負担に軽減され、軽減された 1 割分は保険者が一時的に負担するため、その 1 割分を国が後から補填するもので、それらの金額の確定により増額するものであります。

5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1 段目、2 款「保険給付費」4 項 1 目「出産育児一時金」1,600 万円の減につきましては、給付実績見込みが 38 件減少し、年間 62 件となる見込みによるものであります。

次に 2 段目、4 款「保健事業費」1 項 1 目「特定健康診査等事業費」650 万円の減につきましては、「国保健康づくり事業費」のうち、「特定健康診査」の年間受診者見込みが 870 人減少し、年間 4,805 人となる見込みによるものであります。

次に 3 段目、5 款「基金積立金」1 項 1 目「財政調整基金積立金」1 億 5,000 万円の増

につきましては、将来的な財政需要に備え、基金への積立てを行うものであります。

なお、基金現在高は、24億1,015万1,486円であります。

次に一番下の段、8款「予備費」1項 1目「予備費」1,767万8,000円の減につきましては、歳入歳出の調整額を計上したものであります。

以上で、平成30年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

○鈴木委員 先ほどのこの返納金です、国保、本来国保移された方が考え違ったということで、もう少し具体的に先ほどの返納金について教えていただきたいと思っております。間違ってしまったということでしょうか。

○市田委員長 執行部の説明をお願いいたします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

鈴木委員の返納金についてのご説明についてお答えいたします。

内容といたしまして、社会保険を適用すべきだったケースというものが一番多くありまして、そのほかに公務災害を適用すべきケースであった。それから自己負担割合というものが区分で決まっておりますが、こちらのものが所得更正とかの関係で誤りによるケースと、これらのようなものが要因であります。

以上で答弁とさせていただきます。

○市田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まだわかりません。社会保険でもともと使うべきものを国保で使ったということをおっしゃりましたけれども、具体的に言うと、なぜそういう間違いが起こるのか、ちょっと私ら理解しにくいのですけれども、もう少し詳しく教えていただきたい。

○市田委員長 説明をお願いします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

ただいまの社会保険のほうを使ってしまう理由ということなのですが、社会保険のほうの加入手続きしてから保険証が発行されるまでに数週間期間がございまして、その前に国民健康保険証等を返還していない場合に、そのまま使ってしまおうというようなケースが多く見られております。

以上で答弁を終わります。

○市田委員長 はい、会長さん、はい、それ。

○鈴木委員 そうしますと、社会保険の手帳がくるまでに、病気になった場合はどのようにいくべきですか。間違いなど起こらないようにするため、どうですか。

○市田委員長 説明を求めます。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

社会保険に入っている旨を医療機関に申告していただいて、受診をしていただくということをお願いしております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○市田委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 多分窓口で、口頭で「社会保険に加入しているんです」と言っても、なかなか口頭で言って、医療機関でしている、本当にうその申告もあるわけですから、その点何か、社会保険庁から何かその証明書みたいなものが発行されないと、間違い、トラブルも起きやすいのではないのでしょうか。その点いかがでしょうか。

○市田委員長 説明を求めます。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長、渡辺です。

国民健康保険証の確認なども医療機関から鹿沼市にあるような形で、保険の資格の有無というものは対応しておりますので、そのような形で社会保険の保険者のほうが対応していただくようにはなっておりますので、以上で答弁を終わりにいたします。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。鈴木委員。

○鈴木委員 では、とりあえず、なかなか、間違いのないように、例えば国保保険者だって、国民健康保険証を持っていかないと実費払いなのですよ、これ。いくら国保に入っていると云ったって、「あ、わかりました」ってやってくれないのですよ、これ。そういうことを考えれば、やはりこういう手続、やはりこういう間違いがないような制度を社会保険庁とも協議して、だんだん中の手続をしていただきたいと思います。

(「言い終わった」と言う者あり)

○鈴木委員 まだ、今度は答弁、まとめとして。

○市田委員長 では、答弁を求めます。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

社会保険の保険証がない場合に、一つの方法として、一度国保証で受診していただいて、後で社保証を提示して調整していただく、または 10 割負担で受診していただいて、後で返還の手続をとってもらおうというような方法もございます。

以上で答弁を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。赤坂委員。

○赤坂委員 ちょっとしつこくて悪いのだけれども、例えば労災でけがをして、労災でかからなくてはならないという場合に、例えば、間に合わないから健康保険証を持っていってしまうという場合もある。これも返納になるよね。労災のほうからこうなってくるということだよ。そういうことでいいのだよ。それで、今の内容だと、点検のした、いわゆるレセプトの点検をして発覚するというでいいのかな。

○市田委員長 執行部の説明を求めます。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

赤坂委員のご質問のところの労災の関係ですが、やはり同じように国保証提示で受診していただく、または 10 割等の方法により、後から調整とか、返還の形でお手続していただくようになります。

それから議員のおっしゃるように、レセプト点検等により、労災ではないかという事案があった場合に、ご本人様に通知をして、確認証をとらせていただいたりして、後から発覚するケースもございます。

○赤坂委員 当然そうだよな。

○渡辺保険年金課長 はい。以上で答弁を終わります。

○市田委員長 ほかに質疑はありますか。赤坂委員。

○赤坂委員 出産育児一時金、あります。多分これね、貸付制度になったのだと思うのだけれども、平成 13 年の頃からこの貸付制度が始まったのかなというふうに思っているのですけれども、近年その貸付制度はあるのですか、今。

○市田委員長 執行部の説明を求めます。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

貸付制度は現在ございません。現在の出産育児一時金は、42 万円となっているのですが、そちらのほうは平成 21 年の 10 月から 42 万円という形で支給させていただいております。（「そうすると貸付制度はやめたということに」と言う者あり）

○渡辺保険年金課長 はい、現在ございません。

（「ちゃんと流れでやってくださいよ、しゃべるなら」と言う者あり）

○市田委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 当時、多分平成 12 年、13 年だったと思うのだよね。それで 30 何万円、一時金で下りるから、その当時の 8 割、出産費用に貸し付けてというような制度だったと思うのだよね。それはなくなったということでもいいのですね。わかりました。はい。

○市田委員長 では、ほかに質疑はありますか。

別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 40 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号につきましては、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 41 号 専決処分事項の承認について（平成 30 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)) を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

議案第 41 号 「専決処分事項の承認について（平成 30 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」の内容をご説明いたします。

「平成 30 年度補正予算に関する説明書」の 3 番目のインデックス、「後期高齢者医療特別会計」の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

1 段目、1 款「後期高齢者医療保険料」1 項 1 目「特別徴収保険料」276 万 2,000 円の増につきましては、「現年度分特別徴収」の今年度末の対象被保険者数が 1 万 1,460 人で、当初の見込み人数より 67 人減となりましたが、前年の所得により算定した 1 人当たりの調定額が 1.14%増加となったため、当初予算との差額が増額となることによるものであります。

その下の 2 目「普通徴収保険料」1,929 万 5,000 円の増につきましては、「現年度分普通徴収」の今年度末の対象被保険者数が 2,434 人で、当初の見込み人数より 47 人増加し、1 人当たりの調定額も増加したことによるものであります。

次に 2 段目、3 款「繰入金」1 項 1 目「事務費繰入金」1,103 万円の減につきましては、健診事業費等の歳出予算の決算見込みによるものであります。

その下の 2 目、「保険基盤安定繰入金」881 万 1,000 円の減につきましては、低所得者に対する保険料軽減額の確定に基づく、「後期高齢者医療広域連合」からの示達額によるものであります。

次に 3 段目、5 款「諸収入」3 項 1 目「雑入」、説明欄 1 行目の「後期高齢者健診事業負担金」300 万円の減につきましては、健診事業の実施費用において「後期高齢者医療広域連合」が基本項目分を市に支払う決まりになっているものですが、健診受診者数の実績見込みが 410 人減となることによるものであります。

同じく、説明欄 2 行目の「雑入」300 万円の増につきましては、「後期高齢者医療広域連合」が、保険料歳出還付金及び還付加算金に相当する金額を補てんするものと、制度改正に関するシステム改修に伴う国庫補助金収入が増額となり、それぞれの実績見込みの増によるものであります。

5 ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1 段目、1 款「総務費」1 項 1 目「一般管理費」の説明欄「健診事業費」620 万円の減につきましては、今年度末の健診受診者の実績見込みが 4,000 人で、当初見込みより 410 人減となるため、当初予算との差額を計上したものであります。

次に 2 段目、2 款「後期高齢者医療広域連合納付金」1 項 1 目「後期高齢者医療広域連合納付金」の 1,324 万 6,000 円の増につきましては、歳入予算の 1 款「保険料」及び 3 款「繰入金」のうち「保険基盤安定繰入金」の補正予算合計額と同額を計上するものであります。

次に 3 段目、4 款「予備費」1 項 1 目「予備費」483 万円の減につきましては、会計全

体の決算見込みを踏まえ、最終的な調整額を計上したものであります。

以上で、平成 30 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○市田委員長 別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 41 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 44 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。渡辺保険年金課長。

○渡辺保険年金課長 保険年金課長の渡辺です。

議案第 44 号 「専決処分事項の承認について（鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正）」の内容をご説明いたします。

お手元の「新旧対照表」の 14 ページをお開きください。

今回の改正は、平成 31 年 3 月 29 日に公布された地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者の国民健康保険税軽減の拡大を図るため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準を改正するものであります。

第 23 条第 2 号に規定する「5 割軽減」の判定基準につきましては、被保険者数に乘じる金額を「27 万 5,000 円」から「28 万円」に改正し、同じく第 3 号に規定する「2 割軽減」の判定基準につきましては、被保険者数に乘じる金額を「50 万円」から「51 万円」に改正するものであります。

この改正によりまして、今年度当初予算における国民健康保険税軽減対象世帯数が 67 世帯増加し、国民健康保険税軽減額が 220 万円拡大する見込みであります。

以上で、「鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正」の説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

それでは、別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 44 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 45 号 専決処分事項の承認について（鹿沼市介護保険条例の一部改正）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。齋藤介護保険課長。

○齋藤介護保険課長 介護保険課長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

議案第 45 号 専決処分事項の承認について「鹿沼市介護保険条例の一部改正」についてご説明をさせていただきます。

国におきまして、消費税増税に伴う低所得者の介護保険料の軽減強化のため、介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、鹿沼市においても介護保険条例を改正し、低所得者の軽減強化を図るものであります。

まず、第 1 号被保険者のうち、軽減強化の対象となるのは、第 1 段階から第 3 段階までの市民税非課税世帯となります。

軽減率につきましては、今年度は増税となる期間が 10 月からの半年間となることから、完全実施の半分の率となり、来年度は 1 年分となります。

なお、財源につきましては、2 分の 1 が国庫負担、4 分の 1 が県負担で、残りの 4 分の 1 が市の負担となります。

以上で、議案第 45 号 専決処分事項の承認について「鹿沼市介護保険条例の一部改正」についてのご説明を終わります。

○市田委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

別段質疑もないようでございますのでお諮りいたします。

議案第 45 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○市田委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号については、原案どおり承認することに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教民生常任委員会を閉会といたします。

（午前 11 時 08 分）